

神奈川県警察

加賀町警察署 署長殿

令和05年06月01日

報道者公表・公開質問状 (2) (補正・補足)

理由 昨令和04・01・31日横浜地裁へ自転車放置したとの事件、一部新聞とネット上に多数の問題視した文章が掲示されている事への回答と、逮捕が一方的に報道された事、そしてその後の展開事実をネット利用者が知りたがっている事のため、先験に添った公開方式で回答方お願いいたします。

質問

- 1 民事裁判で実質口頭弁論を行わない場合、予め裁判官交代を求めていたところが、それへの関連説明等々は一切せず、裁判を蓋断状態で終結させた。よって令和04・01・31日裁判の延長線上を自転車活用してうったえました。事件とされた当初裁判所総務課長は、公舎規程から退けてください・・と頼み込まれた、警察も同行して、同様主旨で裁判所の後を押していた。ところが途中から所長命令故退けてくださいと、地下鉄の改札口まで来て待つような状況でいました、同時に退去の書面要求をしましたが提示しなかった。それが、1年1ヶ月して突如の逮捕は、法治国と云われる国民として理解できない・解らない状況である事と・何故現行犯逮捕がなかったのか・・？
- 2 警察検察は、刑法130条の条文のみを強調しますが、これは本来 12章住居を侵す罪 とされ「個人的法益」と刑法コンメンタルは説明しています。12章住居との見出しと130条の個人的法益そして・公舎規程・所長命令・・等々のすみ分け・関連性が解りません・・？ 改めての説明方お願いいたします。
- 3 車据置き経緯：地裁北側で書面貼→(駐車場据置き)→(5 尺へ再開交渉)、との想定と調書で話したのが、(外で貼って)侵入置き去る目的 と変わった、この中身を変えているのは如何様な事か、この関連性が不可解である・・？
- 4 事象後 1年以上経過しても、明確な結果が出てないのに担当山田裁判官が盛岡家裁所長と所長が名古屋高裁の長官に各々栄転、之は如何なることが・・？
- 5 如何様にも 1年1ヶ月経過・関係者移動栄転そして現行犯逮捕でない、云うなら賞味期限が切れた逮捕であるのに私の大病・・否命を削ってまで留置捜査を優先した・・人権を上はし人命を削いでの重大事象かとの疑問と問題がある。事件捜査は、単純な公務とは異なる重要任務である事は承知しますが、前記経緯

を勧案すれば、人命より捜査を優先する大事とは思えないのが、留置を優先した。私は、余命幾ばくも無い不治の病にかられている、自宅で応分の治療をさせてください、捜査は、大層な道方でもないし充分な協力が可能であり・心掛けますので、自宅養病捜査で協力させてくれることを懇願したが

如何しても嫌なら署名せずに期間延長しての捜査にしますか・・・！・・・と口頭的拷問であり大きな疑義を持ったが、内実是如何か・・・？

然も、民事裁判の裁判官が裁判しないことはそっち除けての通告（拷問）です。

多忙激務の中とは推察し目づ恐縮ではありますが、真摯の直接間接等々関連性をも総括して、2週間以内の回答が賜れますことご祈念申し上げます。

車鑑査事件者 山村 三郎

(裁判正常化道志会 HP)

メ ル y.masb@herb.ocn.ne.jp

補 足

今回補足の重点主旨は、#5・・・人の命です。

人権は、度々義務教育でも耳目に吹き込まれてきましたが、適切治療が必要な上、余命幾ばくも残されていない身の上、之が斃るにされた事に深い疑義があります。然も、病院へ薬をわざわざ引取代行してまでの拘束・時限人命への拷問である。

私は、勿論一般国民です、法律とか権利には疎いむやみに主張する事は控えています。これまでの経験から裁判争いは避けるべきとも考えている折に・・・上記の様な状況下で、命を削ぎ落されるのは如何に刑事捜査とは云え次元が異なると思えてならない。他方、当優入事件とか・・・より、民事裁判であっても、裁判官が裁判をしない事が重大である。真っ当な裁判（口頭弁論）が無くば予め裁判官交代を提示していた。然も、当刑事事件とされる前に密接に関係した当人が食業的地位の栄転・否栄転された裁判官の方が、蚊帳の外とされている問題は・決して小さくない・如何・・・！本来順序からすると車鑑査事件・・・その前に民事事件を放置したその解決がなく・頓着されない事の方が、重大なことは明確であり、之の解決が無くば真の解決はない。

過去現在と一連の民事裁判が大いに問題だらけ、今回の「人権とか「人命」」についての司法扱いを国家的に検証することは必須であり、本筋の民事裁判を遡らすのは本末転倒であり、また民事裁判事件関連を本格検証すれば、国家的犯罪に発展する。私弱者が、現状は切実であり・重大な問題です、如何様に検証願えるのか・・・？

5/7日 山村

起 訴 状

令和5年3月20日

横浜簡易裁判所 殿

横浜区検察庁
検察官事務取扱検事

清水 隆裕

下記被告事件につき公訴を提起し、略式命令を請求する。

記

本籍

住居

職業 無職

拘留中在庁

山 村 三 郎

公 訴 事 実

被告人は、民事訴訟における自己の主張を記載した紙を貼り付けた自動車置き去る目的で、令和4年1月31日午後1時59分頃、横浜地方裁判所長岡藤丈士が看守する横浜市中区日本大通り番地同裁判所敷地内に、その西側出入口から自動車を運転して侵入したものである。

罪 名 及 び 罰 条

建造物侵入

刑法130条前段

3/22日 16:30分 鈴木弁士訪問

令和06・03・22日 記帳 山村三郎

- 1・検察は敷地=建造物・≠広辞苑・司法上は建造物で判例もある?・・・と(弁士・検事)
(26日コンメンタルで了承)・又・公訴事実の「目的」が違ふ・・・ので求・裁判予定)
- 2・置き去る目的:担当第5民事へ行くつもりだったが、途中下車で混乱と禍害で伝えた
主張を記載:主張を記載ではない、口頭弁論しないからその延長である・・・と伝達
- 3・130条;・・・侵入し、で罰になる(弁士・検察)・第5民事へ行く目的であった
- 4・法律は、車ではない、者である 車は人間が運転する故「人」である・・・と(弁士)
- 5・総務課長へ裁判への協力要請(皆が協力して良い裁判をしよう)・・・受拒否(伝達済)
それにしても車撤去理由は、最初:公舎規定・次日:所長命令・書面要求→受拒否
書面見せる義務無い(三船審司弁士)・警察も課長へ同調撤去を要請してきていた(3/19日)

令和5年(い)第 167 号

略 式 命 令

被告人 山村三郎

本籍(国籍等)、住居、職業、生年月日及び事件名は、起訴状の記載を引用する。

上記被告事件について、次のとおり略式命令をする。

主 文

被告人を罰金 10万 円に処する。

この罰金を完納できないときは金5,000円を1日に換算した期間被告人を労務場に留置する。

ただし、端数を生じたときはこれを1日とする。

この罰金に相当する金額を仮に納付することを命ずる。

罪となるべき事実

起訴状記載の公訴事実を引用する。

公訴事実が、現場事実と異なる

適用した法令

起訴状記載の罰条を引用するほか

刑法130条

刑法18条、刑事訴訟法348条

刑事訴訟法181条1項ただし書

令和5年3月20日

横浜簡易裁判所

裁判官 古賀徳秀

この命令送達の日から14日以内に正式裁判の請求をすることができる。被告人は、いつでも弁護人を選任することができる。貧困その他の事由で弁護人を選任することができないときは、弁護人の選任を裁判所に請求することができる。

3/28日 簡裁へ電話する

正式裁判手続きで電話する

審式有るので、来い っとの事 締め切り 4/3日迄

これは贖本である。

同日同庁

裁判所書記官 中村孝幸